

令和8年度

通年雇用

厚生労働省北海道労働局委託事業



石狩市

人材育成事業プログラム

申込先着順 受付中

全講習
受講料 無料

※ただし、自己都合により途中で受講中止した場合の受講料はすべて自己負担となりますので、ご注意ください。
受講対象者につきましては、裏面をご覧ください。

建設関係 5コース

※免許・経験等により講習時間の一部免除があります。

技能講習名	コース区分 講習時間	受 講 要 件	定員	講 習 機 関
車両系建設機械（整地等） 運転技能講習	38 時間	特になし、未経験者可（免除科目がない方）	2 名	(有)試験場前自動車学園 札幌クレーン特殊学校 札幌市手稲区 曙5条5丁目 110-8 ☎ 011-685-0471 受講要件詳細については 石狩市季節労働者 通年雇用促進協議会 ☎ 0133-72-3166 にお問い合わせください
	14 時間	大型特殊自動車免許所持者		
フォークリフト運転技能講習	35 時間	特になし、未経験者可（免除科目がない方）	1 名	
	31 時間	普通・準中型・中型・大型の自動車運転免許所持者		
	11 時間	大型特殊自動車免許所持者		
玉掛け技能講習	19 時間	特になし、未経験者可（免除科目がない方）	1 名	
	16 時間	○つり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン、デリック、 または制限荷重1t以上の揚貨装置の玉掛けの補助作業の いずれかに6カ月以上従事された方（会社代表者証明が必要です） ○制限荷重が1 t 未満の揚貨装置の玉掛け業務に 6 カ月以上従事 された方（会社代表者証明が必要です）		
	15 時間	○クレーン・デリック、揚貨装置、移動式クレーンの いずれかの運転士免許所持者 ○小型移動式クレーン、または床上操作式クレーンの 運転技能講習修了者		
小型移動式クレーン 運転技能講習	20 時間	特になし、未経験者可（免除科目がない方）	1 名	
	16 時間	○玉掛け技能講習、または床上操作式クレーンの 運転技能講習修了者 ○クレーン・デリック、揚貨装置のいずれかの運転士免許所持者		
高所作業車運転技能講習	17 時間	特になし、未経験者可（免除科目がない方）	1 名	
	14 時間	○普通自動車運転免許、準中型自動車運転免許、 中型自動車運転免許、大型自動車運転免許、 大型特殊自動車運転免許のいずれかの所持者 ○車両系建設機械、フォークリフト、不整地運搬車、 ショベルローダー等いずれかの運転技能講習修了者		
	12 時間	移動式クレーン運転士免許、または 小型移動式クレーン運転技能講習修了者		

受講要件詳細については
石狩市季節労働者
通年雇用促進協議会
☎ 0133-72-3166
にお問い合わせください

その他講習 1コース

技能講習名	講習時間	定員	講 習 機 関
介護職員初任者研修	130時間	1名	キャリアバンク㈱ キャリアバンクアカデミー介護 札幌市中央区北5条西5丁目7番地 sapporo55 5階 ☎011-251-0707

申込締切・実施期間

建設関係 5コース

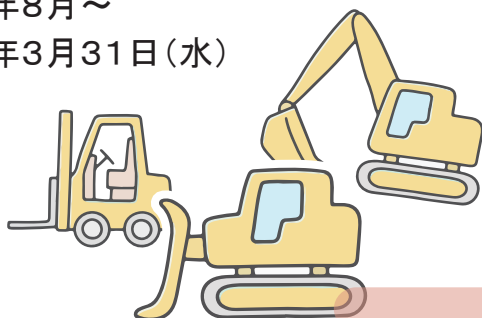
申込締切

令和9年3月12日(金)まで

実施期間

令和8年8月～

令和9年3月31日(水)



講習会場

(有)試験場前自動車学園 札幌クレーン特殊学校
(札幌市手稲区曙5条5丁目110-8)

介護職員初任者研修

申込締切

令和9年3月12日(金)まで

実施期間

令和8年8月～

令和9年3月31日(水)



講習会場

キャリアバンク(株)
キャリアバンクアカデミー介護
(札幌市中央区北5条西5丁目7番地 sapporo55 5階)

受講対象者

石狩市に住民登録のある方で、次のいずれかに該当し、
資格を取得して通年雇用化を望まれる方。

- 1 雇用保険の「**短期雇用特例被保険者**」として雇用されている方。
- 2 現在離職中で、直前に「**令和7年度又は令和8年度の短期雇用特例被保険者**」であった方。
- 3 現在離職中で、直前の離職に係る雇用保険が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格がない方で、かつ、前々職が「**令和7年度又は令和8年度の短期雇用特例被保険者**」であった方。
(前々職に係る離職が令和7年3月31日以前の方は、対象外となります。)

お申し込み・お問い合わせ

厚生労働省委託事業実施協議会

石狩市季節労働者通年雇用促進協議会

石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所商工労働課内

TEL:0133-72-3166 FAX:0133-72-3540

石狩市 季節労働

検索

受付時間

月曜日～金曜日

(祝日、年末年始除く)

8:45～17:15